

知北霊園墓地1次募集

知北平和公園組合では、墓地使用者を次のとおり募集します。

●募集概要

種別	募集区画数	永代使用料	維持管理料
4.0㎡墓地	8区画	60万円	年額3,240円 (1年未満でも1年とみなします。)
3.2㎡墓地	42区画	48万円	
計	50区画		

※遺骨がない方は、7月中旬に行う予定の2次募集(一般募集)に応募してください。

●対象 次の条件を全て満たす方

- ・平成27年1月1日以前から引き続き東浦町、東海市、大府市に住所を有し、現在、墓地・納骨堂などに納骨していない親族の遺骨を保管している方(分骨、改葬は対象外)
- ・使用許可の日から2年以内に墓石または墓標などを建立し、納骨できる方
- ・現在、知北霊園の墓地を使用していない世帯

●必要書類

- ・知北霊園墓地使用許可申請書…1通

- ・世帯全員の住民票の写し(全記載で3か月以内のもの)…1通
 - ・火葬許可証(火葬執行の火葬場から交付されたもの。コピー不可)
 - ・戸籍謄(抄)本(申請者と死亡者の続柄が分かるもの)…1通
- ※昨年度申請した方で、申請内容に変更がない方は、戸籍謄(抄)本は不要

●申し込み

5月13日(水)～19日(火)の午前9時～午後5時に申請者本人または家族の方が必要書類を問い合わせ先へ

※土日も受付可

※墓地募集案内書と申請書は、知北平和公園組合事務所または役場環境課で配布

●抽選日 5月29日(金)

4.0㎡墓地:午前9時～ 3.2㎡墓地:午前10時～

●問い合わせ

知北平和公園組合事務所 ☎48-5511

自動車税・軽自動車税の納税をお忘れなく!

納期限は6月1日です!

■自動車税

4月1日現在、自動車を所有する方へ5月上旬に県税事務所から納税通知書を送りますので、近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。また、納期限内であれば、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付できます(決済手数料がかかります。)

名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車の納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先に確認してください。

なお、平成27年度から、新車登録から13年(ディーゼル車は11年)を経過した環境負荷の大きい自動車税率を重くする(現行の概ね10～15%増)見直しが行われました。詳細は県ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/>)で確認してください。

●問い合わせ 知多県税事務所

☎0569-89-8176(ダイヤルイン)

■軽自動車税

4月1日現在、軽自動車(バイクなどを含む。)を所有する方へ5月上旬に役場税務課から納税通知書を送ります。自動車税と異なり、月割課税制度はありませんので、4月2日以降に廃車などをした場合でも、その年度の全額を納めていただきます。

●軽自動車税の減免

身体障がい、戦傷病、知的障がい、精神障がいの手帳をお持ちの方が所有する軽自動車の税額は、申請により減免される場合があります。軽自動車の所有者は、障がい者本人に限ります(知的障がい、精神障がい、18歳未満の身体障がいがある方は、その方と生計を一にする方が所有者でも可)。減免の対象となる障がいは、手帳の種類、区分、等級によって異なります。

●申請の時期 5月25日(月)まで

※自動車税の減免、バス乗車券の交付、タクシー料金助成を受けている方は、軽自動車税の減免を受けられません。

●問い合わせ 税務課 内線119